

平成27年(ワ)第9715号

原告 学校法人大阪経済大学

被告 吉井 康雄



被告準備書面(7)
表現の自由とホームページの表現

平成28年8月10日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係 御 中

被告 吉井 康



原告の主張を退けるに際し、その根拠を明確にしないと、「糠に釘」の準備書面のやり取りをさせられていると感じ、次の2つの準備書面を提出することになっている。

被告準備書面(5) 組織的な不正行為、パワハラは事実

被告準備書面(6) 特任教員任用におけるパワハラは計画的に仕組まれたもの

この準備書面(7)では、インターネット上の「表現の自由とホームページの表現」に焦点をあて、名誉棄損の免責要件を満たすことを立証するための必要情報を列挙している。これと被告の元代理人、関川弁護士の準備書面をもとに、被告は不法行為をしていないことを主張し、原告の訴状を退けるのが目的である。

なお、被告のホームページは原告大学を貶める、名誉棄損する加害意思は全くなく、原告大学教員の故意による不法行為を黙認する傾向を憂い、特任を希望する教員には規程にそった運用をしていただきたい、そして、原告大学の競争力強化には特定の教員に圧力をかけるのではなく、全員参加で取り組んでいただきたい、という意図によるもので、前裁判も、ホームページも同じ意図であり、良い判例を勝ち取ることに焦点をあてたが、手続きの無知で、最高裁の判断を仰ぐには至らなかったものである。

この意図に加え、ホームページによる情報公開には、原告大学の準備書面および尋問には多くの虚偽事実があり、第三者の目しか原告大学を改善の方向に向かわせないだろうとの判断で情報公開をしている。この被告の真情は、今も変わっていない。

名誉棄損の免責要件を満たすことを立証するための必要情報のリスト

① 表現の自由	3
② 公共の福祉	3
③ 名誉棄損	4
a 事実の公共性	4
b 目的の公益性	5
c 真実性・真実相当性	5
④ 学問の自由と大学の自治	5
a 大学の自治	5
b 大学の自治の主体	5
c 大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）	6
c-1 教授会の審議事項の透明化	7
c-2 監事の役割の強化	7
⑤ 公開性としての公共性 — 情報公開と説明責任の理論的意義	7
a 公共性の要請	7
b 公共的理由論の問題点	8
c 公共性と公開性	8
d 情報公開と説明責任	8
⑥ メディア論からみたインターネット	9
a 1：Nコミュニケーションと片方向コミュニケーション	9
b インターネットは、メディアにおける The King of Kings である	10
c インターネットは言論の自由、表現の自由を保障する場であるべき	10
⑦ インターネット上の写真などの画像情報について	11
⑧ 原告大学の7名の教員はどういう存在かが問われる	13
⑨ インターネット上の名誉棄損における免責基準	13
a 真実相当性についての見解	14
b インターネット上の情報の信頼性の低さという理由は否定的な見解	14
c 対抗言論の法理は、ケースバイケースという見解	14
d 名誉毀損の判断において、発信者の特質を考慮すべきか	15
⑩ 裁判の公開と表現の自由に関して	17

1. 原告の主張、被告の主張、それらの妥当性を判断する条件

被告のインターネットに情報公開したホームページ(原告のいうブログ)をもとに、

- ① 原告の組織体としての社会的評価が低下し、名誉権を侵害する不法行為
- ② 自己の主張のみ展開する投稿態様からは、真摯性を欠く表現であり、不満、私憤を晴らす目的だと読み取れ、公益目的は否定される。
- ③ 自らの主張に必要不可欠とはいえない、執行部教員の顔写真を掲載するなど「組織的パワハラ、アカハラ」を主張するには合理的範囲を超えた表現がある。
- ④ 被告の本件ブログ公開は、原告の業務遂行権を侵害する不法行為
- ⑤ 労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為
- ⑥ 不法行為の故意もある本件ブログ公開は、被告の加害意思

を根拠として、損害賠償請求と本件ブログの削除請求権を求めている。

被告は、原告の主張する根拠を、事実をもとに強く否認し、かつ、本件ブログが名誉棄損の免責要件を満たすことを主張するが、原告はこれを否認している。

当然、訴訟した原告が「名誉毀損」に該当する事実について立証責任を負うため、原告に対し、具体的に立証すべき(『不法行為法 I(第2版)』潮見佳男著 p175)と要望するが、無形損害と主張するのみで、原告は全く立証する姿勢をみせていない。

このような経緯のもとで、被告は法のもとで公明正大に判決されるよう、必要な事項、例えば、法的根拠、法の概念、大学に求められる要件、メディアとしてのインターネット、インターネット上の名誉棄損における免責要件などを以下に示し、原告の主張を退けることにする。

① 表現の自由

日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」と定め、
「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」(憲法21条)として、表現の自由を保障している。

表現の自由の保障の意味は、あらゆる種類の情報や考えを求める、受ける、伝達する、といった様々な表現の自由を保障するという意味で、この表現の自由の根幹には、情報へのアクセス権、すなわち、知る権利が保障されることになる。

② 公共の福祉

一般的には、日本国憲法が保障している基本的人権に関して、人権相互間の矛盾に

ついて実質的衡平を図る概念といわれている。

- ① 人権同士が衝突するような場合にそれを調整するもの（日本国憲法第 12 条）
- ② すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。（日本国憲法第 13 条）
- ③ 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。（民法第 1 条第 1 項）

私権の 1 つ、人格権は人の存在や人格と不可分な利益に関する権利の総称で、名誉、肖像、プライバシーなどがあり、これは私法上の権利であり、私人間に適用される。

③ 名誉棄損

名誉権とは、憲法上も保護される人格権という性質を持つ権利であり、その内容は人の社会的評価である。表現の自由も、憲法で保護される重要な権利であり、表現の自由の行使により、他人の名誉権が毀損される場合の調整原理として、公共の利害に関する場合の特例が刑法第 230 条の 2 で規定されているが、民法においても、最判昭和 41 年 6 月 23 日（民集 20 卷 5 号 1118 頁）の判示により、刑法上の違法性阻却事由の考え方が妥当とされている。

名誉棄損の免責要件としては、「第 230 条の 2 前条第 1 項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。」より、3 つの要件（㉑ 事実の公共性、㉒ 目的の公益性、㉓ 真実性・真実相当性）がすべて満たされた場合には、名誉権の違法性が阻却される。

㉑ 事実の公共性

広く公衆の批判にさらすことが公益を図る上で妥当かという判例を示す。

宗教法人 S 会の I 会長（当時）の女性関係に関する私的な行動についての記事が名誉毀損罪の ① の要件に該当するかが争われた最判昭和 56 年 4 月 16 日では、「私人の私生活の行状であっても …… その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、公共の利害に関する事実当たる場合がある」と述べている。

原告の主張する北方ジャーナル事件は、人格権に基づく差止請求権が認められる判例ではあるが、それは、その報道記事の表現内容が 3 つの要件をすべて満た

していること、かつ、被害者が著しく回復困難な損害を被るときに限り、例外的に許されるという判例である。

⑥ 目的の公益性

主たる動機が公益目的であればよいとされている。

なお、「公共の利害に関する事実」とは、不特定または多数人の批判にさらすことが公共の利益の増進に役立つ事実をいうものと解されている。その具体的な範囲は、摘示行為の態様との関係で相対的に決まり、その公表の相手方の形成する社会集団が刑法230条にいうところの「公共」であり、その利害に関する事項の場合、本条が適用されることになる。

また、最高裁（最判昭和44年判決）は、「事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である」という「真実相当性の法理」を認めている。これらは判例における名誉毀損罪の免責要件として、現在、機能している。

③ 真実性・真実相当性

摘示した事実が真実であるということ（真実性）、真実であると証明できなくても真実であると信じたことについて相当の理由があったこと（真実相当性）をいう。「⑨ インターネット上の名誉棄損における免責基準」を参照のこと。

④ 学問の自由と大学の自治

日本国憲法は、第23条「学問の自由は、これを保障する」と規定し、1947年には教育基本法及び学校教育法が制定されている。

① 大学の自治

学問の自由と大学の自治は密接不可分の関係にあることから、東大ポポロ事件の最高裁判決「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められる」とした上で「大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づく」を根拠に、大学の自治が憲法第23条により認められていると解されている。

② 大学の自治の主体

東北大学事件控訴審判決では「学生は、大学における不可欠の構成員として、学問を学び、教育を受けるものとして、その学園の環境や条件の保持およびその改変に重大な利害関係を有する以上、大学自治の運営について要望し、批判し、あるいは反対する当然の権利を有し、教員団においても、十分これに耳を傾けるべき責務を負う」と判断している（仙台高判昭和46・5・28判時645号55頁）。

これにより、学生も教授、その他の研究者とともに大学の自治の主体となる。

この学生参加の意味は、大学管理機関の意思決定過程に、学生の意見を反映することは、これを否定すべき理由はないということの意味している。

㊦ 大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）

平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会

大学の目的は教育、研究、社会貢献と多岐にわたり、それぞれ異なるステークホルダーを有する。学生は極めて重要なステークホルダーとしての側面があるが、それは主として大学の教育機能の観点から見た場合であり、**教育を通じた人材育成や、研究・社会貢献に関しては、直接関係する企業や地域社会はもちろん、広く社会一般が大学にとってのステークホルダーであるとも考えられる**（同、10頁）。

大学では、法律上、学長が教学面における最終的な意思決定機関として、また、教授会は審議機関として位置付けられている。法的には、その審議結果に対して直接責任を負わないにもかかわらず、事実上、議決機関として意思決定を行う場合も多く、権限と責任の所在が必ずしも一致しない状況が生じており、ガバナンスの在り方を見直すことが求められる。（同、11頁）

大学も公共性のある存在として社会的責任（CSR）を果たすことが求められている（同、12頁）。

大学のガバナンス改革は、大学の目的である教育、研究及び社会貢献の機能を最大化するものでなければならない。そのためには、研究分野や文化的背景等の異なる教職員、学生が切磋琢磨する環境を意識的に整備し、多様性を確保していくことが求められる（同、15頁）。

学部長についても、その職責を果たすにふさわしい人材を選考できる仕組みになっているかどうか大学全体で再点検すべきである（同、26頁）。

「大学の自治」の趣旨は、公権力から大学への不当な介入を排除するものと解されている（同、29頁）。

㉔-1 教授会の審議事項の透明化

教授会が具体的にどのような事項について審議しているのかは、一般に知られることは少ない。教授会は、不正行為等に対する懲戒、教員の資格審査など人事に関する事項など、秘密性の保持が求められる事柄も多く、一般的に公開すべきではない。しかし、教授会が実際にどのような事柄を審議し、各大学の教育研究を高める上でどのような役割を果たしているのかを可視化していくことも重要である。

既に一部の大学では、ホームページ上で公開するなど、教授会の透明化をはかる情報公開の動きも出始めている（同、30頁）。

㉔-2 監事の役割の強化

大学は国公私を問わず公教育を担っており、また国・地方からの財政的支援や税制面での優遇措置を受けていることから、極めて高い公共性を有している。また、大学を取り巻くステークホルダーは、学生、父母のみならず教職員、地域住民等その範囲は非常に広い。こうした大学を運営する法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事の役割は非常に重要である。

監事は、単に財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等についても監査することが必要である。監事が各々のキャリアの強みを生かしつつ、広範な業務に取り組むことができるよう、そうした役割を担うにふさわしい監事を、広く学外を含めて求めることが重要である（同、33頁）。

⑤ 公開性としての公共性 — 情報公開と説明責任の理論的意義 — (乙112)

被告が教育機関としての大学経営および教授会運営の在り方について、常日頃考えていた被告の考えに合致する「公共の概念」に関する瀧川裕英氏の論文を紹介する（日本法哲学会編『＜公私＞の再構成 法哲学年報（2000）』、pp. 23-40.（有斐閣、2001年））。

㉕ 公共性の要請

「なぜ公共性が必要なのか」の問いに、「公共性が要請されるのは、共生すべき異質な他者が存在するからである」として、公共性が要請される状況を、日本社会が抱える問題との関連で言えば、「透明性の欠如」・「共同性の跋扈」にある。

すなわち、公共性でなく共同性が支配する空間においては、密室・馴れ合い・談合などの言葉で言い表されるような透明性を欠いた決定過程で、異質な他者を排除した共同体

内部の身内にのみ通用する理由をもとにした決定がなされてしまう。したがって、透明性を確保すること、すなわち第三者の到来によって、共同性に還元されない公共性を確保することが喫緊の課題なのである。

⑥ 公共的理由論の問題点

主体の狭隘性が第一の問題点である。大学などの組織内部では公共的理由の制約は課されない。しかし、企業・大学などの組織内部における公的問題に関する議論が公共的理由の制約に服さなくてよいと考えるべき理由は何ら存在しない。

むしろ、中間集団内部の議論慣行が、個人を抑圧したり、普遍化不可能な理由に依拠している場合には、公共的理由の制約を課すべき重要な理由が存在していると言える。

⑦ 公共性と公開性

公開性が公共性の中核的理念であることは、1989年の東欧革命におけるグラスノスチ＝情報公開により証明されている。

何が公的問題であり、何が公共的理由であるかを最終的に決定するのは、問題当事者ではなく、第三者である。

当事者は、問題の公共性ならびにその問題に援用可能な公共的理由についての自らの主張を、相手方当事者のみならず、第三者に対して訴えかけ公共的に受容されるよう行為する。例えば、現代型訴訟の外部効果とは、こうした事態を指し示している。

以上より、公共圏とは第三者のいる空間で、こうした第三者への公開は、通常次の二つの効果を生む。

第一は、内部効果である。公開なき当事者間のみ議論はよどみを生じ、一方、当事者に偏在する権力が跋扈することになる。議論を第三者に公開することは、こうした弊害を除去し、援用可能な理由を制約することで、議論の質を向上させうる。

第二は、外部効果である。議論当事者はたとえ相手方当事者を説得できなくても、議論が公開されていることで、聴衆である第三者に対して影響を与えることが可能となる。また逆に、外部からのフィードバックも期待できる。

⑧ 情報公開と説明責任

公共性を公開性として捉える理論からすれば、公共的なものだから情報公開するのではなく、**情報公開によって初めて公共性が生まれたと考えねばならない。**

すなわち、公開性なき公共性は存在しないと理解しなければならない。

したがって、公共性を確保するためにいかに公開性を確保するか、その公開性をいかなるものとして理解するかが極めて重要な問題となる。

説明責任にいう説明とは、問責者によって事実が解釈される場合に、問責者の解釈枠組みにおいて情報が整序された場合に説明責任が果たされたと言える。

情報公開も説明責任の遂行を意味しない。情報公開とは、情報提供者・情報請求者のいずれの解釈も受けていない生の事実が開示されることであり、情報の開示が情報の請求によって行われているとしても、問責者の解釈枠組みにおいて情報が整序されることを要求する説明責任にいう説明とは異なる。説明責任では、相互コミュニケーションによって相互の解釈枠組みの調整が行われるのに対し、情報公開ではそのようなコミュニケーションは存在しないからである。

このような情報提供・情報公開と説明責任の乖離を典型的に示すのが、インターネットである。非対面性・匿名性を特徴とするインターネットは、全ての人にとってアクセス可能であるという点で公開性を持つが、非対面性・匿名性ゆえに説明責任は弱まる。通常情報公開が説明責任につながるのは、両者を媒介するものとして、誰かに問われたならば応答せねばならないという「根源的責任」が想定されているからであるが、インターネットの非対面性・匿名性は、根源的責任を曖昧化するのである。

⑥ メディア論からみたインターネット

被告は、電気通信総合研究所および電気通信政策総合研究所の研究者、主任研究者として、NTTの情報通信総合研究所における客員研究者として、ほぼ四半世紀、情報行動、ニューメディア、情報摩擦、ビジュアルコミュニケーションなどの研究に従事してきた立場から、被告が情報公開の手段として選択したインターネットおよびホームページ（原告はブログと呼ぶが、ブログとは表現形式も機能も異なる）の利用の仕方が適切か否かを判断するのに必要な情報を述べる。

① 1：Nコミュニケーションと片方向コミュニケーション

コミュニケーションの送受の形態において、送り手が1、受け手が多数の関係のコミュニケーションを1：Nコミュニケーションといい、送り手から一方的に情報が送られるコミュニケーションを片方向コミュニケーションという。

大学の講義（一人の教員が複数の学生に講義する）、新聞や雑誌、テレビやラ

ジオ、インターネットを利用したホームページがこの類である。

異なる点は、情報を乗せる乗り物が音波、紙、電波であるため、情報が受け手に与えるインパクトの大きさは、メディアを選択する主体と選択したメディアの特質、情報の表現方法、および、技術革新の進歩に依存する。

大学の講義は教員と受講する学生との間で行われる高関与説得型コミュニケーションの典型であり、教員の専門知識を理解しようとする学生においては、教員の人生観、倫理観による立ち居振る舞いによって、学生は強く感化される場となる。すなわち、教員による学生への影響力は極めて大きいということである。

新聞や雑誌などの印刷媒体は、受け手である読者の意思が必要とされる、高関与説得型コミュニケーションの類である。これに反して、テレビやラジオなどの電気通信系のメディアは、受け手である視聴者は印刷媒体に比べて、より受け身であり、「低関与コミュニケーション」を形成する。

⑥ インターネットは、メディアにおける **The King of Kings** である

インターネットというバーチャルな空間は、無尽蔵の情報が蓄積されている情報の宝庫であり、その情報から必要とする情報を検索・解体・結合する優れた機能を有するプラットフォームであり、かつ、無数の個人や組織が自由に情報の送受・交換、蓄積、処理・加工・検索を可能とする優れたマルチ・メディアであり、日々、多くの知識・経験が蓄積され、それらを利用して様々な活動（含む、ビジネス）を可能としている。それゆえに、誰もが平等に表現の自由を享受しえる究極のメディアとして、インターネットの可能性を阻害すべきではない、と被告は主張する（ただし、法治国家のもとでという前提で）。

⑦ インターネットは言論の自由、表現の自由を保障する場であるべき

それゆえ、インターネットは、許容される最小限の制約のもとで、表現の自由を保障すべきで、そこに、悪意も思惑もいれるべきではないと被告は主張する。

インターネットは資金力のない個人が複数の相手に情報発信することを可能にした唯一の公共財である。被告はこの特徴を利用して、原告大学の組織的なパワーハラを抑止し、健全な教育機関へと経営改革される契機となるよう、ホームページを作成し、インターネット上に情報公開している。

被告の選択したホームページは原告にも選択可能な手段であり、豊かな資金力と有能な人材・企業を活用できる強みを有する原告大学は、被告の主張を退ける

事実データでもって、インターネット上で反論・主張すべきである。

⑦ インターネット上の写真などの画像情報について

自らの意思および了解にかかわらず、一旦、インターネットにアップされた情報(文字、静止画、動画など)は、その情報の属性(含む、本人の意思)は無視され、無数の情報の中の1つの情報になる。そして、インターネットは優れた検索エンジンを具備していることから、1つの情報は他の情報と同じ条件におかれ、検索対象となる。

創作や著作などの表現者は、目的にそう必要な情報を検索エンジンを使って情報収集したり、仲間とのメールや音声などで情報交換やアイデア発想したり、それらを編集・加工・処理したりと、インターネットはそのような環境を提供する場でもある。

このような事は、原告大学も被告が引用した写真の7名の教員も熟知しており、被告のような利用のされ方もありうるとの暗黙の了解のもとで、7名は本人のホームページ、研究者紹介のプロファイル、原告大学の学部紹介、講演の講師紹介などに、本人の写真を含む個人情報を情報発信していると解釈される。

一方、被告は被告の目的を効果的に効率的に達成する手段の1つとして、写真を含む画像情報を活用したに過ぎず、原告の主張する「不満、私憤を晴らす目的」などは全くなく、憲法が保障する表現の自由と、前述の「② 公共の福祉の ② と ③」の「公共の福祉に反しない限り」という制約のもとで情報発信している。

このような疑惑を避けるために、インターネット上に発信される無数の情報に対し、瞬時に違法かを判断するPICS (Platform for Internet Contents Selection) といった表現者に違法を警告する支援システムの類が、今後は開発されると思われる。

ここでは、**被告が引用した写真のような利用のされ方**(一旦、名誉棄損の免責要件を離れて、という意味) **は行き過ぎたものではないというレイティングをするために、インターネットでの写真および動画の実例を示す**(次ページと、乙113、乙114)。最初の段は原告大学がクレームをつける被告のホームページの見出しであり、中段はパナマ文書報道を、下段はインターネットにあふれる動画の幾つかを示し、**写真の使われ方が、原告大学が主張する違法行為にはあたらない、受忍限度を超えるものではないことを被告は主張する。**

なお、写真の事例1(乙113)は、教員の写真はブランド形成に活用されており、この観点からも被告の表現方法には問題なく、問われるべきは原告大学の名誉を損なった行為者を放棄している原告大学の経営姿勢にあると被告は主張する。

写真の事例2(乙114)は、インターネット上のマスメディアは動画を抜きには成り立たない世界になっていることも表現の自由を考えるうえで考慮すべき要素である。

◇ 被告がインターネットに公開のホームページの見出し部分の表現

◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ/アカハラ訴訟の全貌を情報公開する

パワハラ/アカハラに関連した学部執行部(2014年度時点)

井形浩治被告、池島真策被告、北村寛元副学長、二宮正司元学部長、樋口克次元副学部長、田中健吾元学部長補佐、吉野忠男現副学部長



Contents

「バーチャルな最高裁の法廷」の場

HOME:
バーチャルな最高裁の法廷で
原告の裁判への思い

最初に、情報公開に先立ってお断りしておきたいことは、この情報公開は、原告の意思に拠るものであり、原告の代理人をしていただき、大阪高裁まで真摯に弁護していただいた関川弁護士とは全く係わりがないということです。

◇ パナマ文書報道における新聞記事と使用されている写真の一部(ネット検索より抽出)

◆税金をほとんど負担してない大企業

社名	法人税額	利益前払	負担率
みずほFG	6億円	2419億円	0.2%
三菱UFJFG	6億円	1887億円	0.3%
村田製作所	6億円	312億円	1.9%
三越伊勢丹	1億円	47億円	2.9%
東芝	10億円	301億円	3.2%
ソフトバンク	29億円	789億円	3.7%
旭硝子	38億円	410億円	9.3%
キリンHD	93億円	959億円	9.7%
トヨタ自動車	1584億円	8562億円	18.5%
東レ	33億円	165億円	20.2%
コマツ	172億円	832億円	20.6%
ホンダ	400億円	1948億円	20.6%
三井物産	254億円	1088億円	23.4%
京セラ	163億円	688億円	23.7%
武田薬品	483億円	2035億円	23.7%
花王	281億円	1027億円	27.4%
キヤノン	650億円	2354億円	27.6%
HOYA	136億円	473億円	28.7%
日産自動車	376億円	1125億円	33.5%
クボタ	220億円	639億円	34.5%

日本の大企業 見てのとおり、税率に比較して、ソフトバンクも利まません。

出典: matome.naver.jp

◇ その他、動画ニュース



鳥越俊太郎の正体に青山繁晴プチギリ! 「日本人じゃない」反日デモ発言で分かる在日メディアに魂を売り渡した偏向・捏造報道の実態とは?
動画チャンネル反日処刑
2週間前・視聴回数 643,237回
https://youtu.be/Er_HqKzR40k 【都知事選】青山繁晴「メディアは桜井誠を無視するな!」増田寛也を支持する卑劣な自民党に激怒する...



【文春砲】鳥越俊太郎・都知事候補に女性問題スキャンダルー女子大生を強姦未遂の大スクープ? 朝日・合コン三昧の私生活も暴かれブーメラン完...
動画チャンネル反日処刑
1週間前・視聴回数 133,298回
<https://youtu.be/WYYqKIFGJ1c> 鳥越俊太郎の正体に青山繁晴プチギリ! 「日本人じゃない」反日デモ発言で分かる在日メディアに魂...



凶悪少年犯罪 犯人の Bondo Channel
視聴回数 1,925,363回



「食品偽装 衝撃の手仰天ニュース # Tezar Yakur 視聴回数 64,989回

⑧ 原告大学の7名の教員はどういう存在かが問われる

原告大学の教員は、教育基本法、学則の目的を実現する手段として、研究・教育に従事していることから、研究者・教育者としての資質、倫理観が強く求められ、社会との係り・貢献への寄与の積極性が問われることになる。

彼らの影響度は、1：Nコミュニケーションで述べたように、講義、講演、公開講座などは高関与・説得型コミュニケーションのメディアの1つで、講演を聴く人々、受講生への影響は極めて大きい（⑥ メディア論からみたインターネットの①）。

一方、彼らは、自分のホームページを立ち上げ、研究成果や担当分野の講義資料、ゼミなどの情報公開（含む、写真や動画など）を積極的に行い、自らを公開している。

したがって、マスメディア（1：Nコミュニケーションの1つ、テレビ、新聞など）への露出の程度によって、容易に自分の写真などが検索対象となる、そのような社会への影響力の高い研究者・教育者であり、一般の関心の対象となる立場にいることが理解される。

このことは、尾木直樹教授を例にネット検索すると、著作権の有無に係らず、容易に本人の写真が表示されることから、理解される（右の写真）。

このような活動の好循環が企業との共同研究や研究資金のバックアップ、志願者数・入学者数の増大、就職率のアップなどにつながり、結果として大学のブランド形成に寄与する、非常に重要な存在、それが原告大学の教員である。

結論として、被告の主張は、高等教育機関で研究・教育に従事する者は、少なくとも私生活の空間を除いては、社会の鏡としての存在が求められる、すなわち、彼らの言動・行為は、私人であっても社会的に一定の影響を持つ者として認識され、国民の知る権利の対象にもなるということ、つまり、ケースによっては、私人としての人権よりも表現の自由の対象となる可能性が大きい存在であると被告は主張する。

尾木直樹の画像検索結果



画像を縮小

尾木直樹で見つかった他の画像

⑨ インターネット上の名誉棄損における免責基準

インターネット上の名誉毀損には刑法230条（名誉毀損罪）と民法709条（不法行為）が適用されるが、その適用のされ方は最高裁の2つの事例から次のことがいえる。なお、この2つの事例については、下記、①から⑤の後に掲載する。また、こ

の免責基準の解釈においては、仮屋篤子氏の「インターネット上の名誉棄損における免責基準」(乙111)を参考に、他の資料と突き合わせて引用・解釈していることを、謝意を込めて記載しておく。

② 真実相当性についての見解

真実相当性については、インターネットの個人利用者による表現行為も、他の発信主体(新聞等)の場合と同様で、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当と判断されている。

すなわち、昭和44年判決の基準(最判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁)を緩和すべきかについては、否定的な見解が多い。**刑法230条の2が例外的な場合に限って真実性の証明を許容していることからすれば、誤信の相当性を緩やかに解することは妥当ではなく、行為者には安易に公表すべきでないことが当然に要求されるという見解である。**

③ インターネット上の情報の信頼性の低さという理由は否定的な見解

「オフラインで違法なことは、オンラインでも違法」であり、メディアに関わらず、同一の表現をする者には同一の責任・負担が課されるという見解である。

④ 対抗言論の法理は、ケースバイケースという見解

インターネット上においては、利用者は反論することが容易であるという点を考慮すべきかについては、これをある程度考慮すべきとする見解もある。

表現の自由を重視する立場からは、「言論の弊害には、さらなる言論で対抗すべきである」(「**対抗言論の法理**」)と主張されている。この法理は、名誉毀損を受けた者が対抗言論によって名誉侵害を防止・回復できる場合には、侵害行為を法規制するのは妥当ではないとし、**インターネット上の表現についてはこの法理が典型的に妥当するとして、被害者が自らの責任で名誉毀損的表現を誘発する立場に身を置いた場合には法的介入を控えるべきとする見解である。**

「対抗言論の法理」については、適用場面を限定するケースが多いが、相対する当事者間において、被害者が、加害者の名誉毀損発言を誘発するような発言をし、加害者がそれに対抗して被害者の名誉を毀損する発言をした場合を挙げて、被害者の発言内容、加害者による発言がされるに至った経緯及び加害者の発言内容等を勘案して、加害者の発言が対抗言論として許される範囲内のものと認められる

限り、違法性が阻却される場合もありうるものとし、その意味で、対抗言論の法理が適用される場面はあり得ると解されている。

④ 名誉毀損の判断において、発信者の特質を考慮すべきか

表現主体がマスコミか一般個人かにより、情報収集力に差があることを、特に「真実相当性」の判断において考慮すべきか、という問題提起である。

これについては、「インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、**確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当**」としている。

この相当性の判断に際しては、「確実な資料、根拠」に拘泥することなく、「事実が真実であることを一応推測させる程度の資料、根拠」があれば誤信に「相当の理由がある」ものとして免責を認めるべきという見解がある。

<ケース1> 名誉毀損罪の成否を問う、最高裁平成22・3・15決定

ホームページ上の記事による名誉毀損罪の成否を問う、最高裁平成22・3・15決定では、X（個人）が、自己の開設するホームページ上で乙社が虚偽の広告をしているかのような内容を記載した記事を掲載するなど、同社の名誉を毀損する内容の記事を掲載し続けたことに対し、名誉毀損罪の成否が問われた事案である。

原原審判決では、従来の基準に従って判断し、本件表現行為が「公共の利害に関する事実」に係るものであり、「その目的が専ら公益を図ることにあった」が、摘示した事実は真実ではなかったものと判断した。

真実相当性については、インターネットの特質を考慮した検討を行って、真実相当性を肯定し、Xに対して名誉毀損の罪責は問えないと判断した。その際、考慮されたのは「① 反論可能性」と「② 情報の信頼性が低いこと」の2点である。

控訴審および最高裁は、「① 反論可能性」に対しては、「インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもないこと」、「② 情報の信頼性が低いこと」に対しては、「個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、閲覧者が信頼性の低い情報と

して受け取るとは限らないのであって、相当の理由の存否を判断するに際し、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき根拠はない」こととして、「Xは摘示した事実を真実であると誤信して本件表現行為を行ったものであるが、事実関係を確認することなど一切なかったことから相当の理由があるとはいえない」として、名誉毀損罪の成立が認められている。

<ケース2> 不法行為に基づく損害賠償を請求した、最高裁平成24・3・2判決

ホームページ上の記事により名誉を毀損されたとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した最高裁平成24・3・2判決では、フリージャーナリスト（Y）が作成したホームページ内の記事により、新聞社やその従業員ら（Xら）の名誉が毀損されたとして、損害賠償を請求している。

原審では、問題となった記事は事実を摘示するものであり、それを前提としたYの法学的見解を表明するもので、本件記事を読んだ一般の閲覧者は、Yが突然の取引中止の通告等を批判する趣旨と受け止めるのが自然であるとして、本件記載部分によって、Xらの社会的評価が低下したということとはできないとし、本件記事による不法行為の成立を認めなかった。

これに対して最高裁は、原審と同様に従来の基準で判断することを明言した上で、「本件記事は、インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが、それ自体として、一般の閲覧者がおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものであるとは言えず、…本件記事は、Xらの社会的評価を低下させることが明らかである」として、ネットに掲載された記事（折込チラシを了解なく持ち去ったこと）によってXらの社会的評価が低下したものと判断し、不法行為の成立を否定した原審の判断には法令の違反があるとして、原審に差戻した。

差戻審では、本件記事の名誉毀損性については明らかであるとし、当該記事の真実性についても、摘示された事実は真実でないとして判断して、免責事由の存在を否定し、Yが、本件記事の掲載に先立ち、Xらや被害者への取材などをしていないことから、Yの名誉毀損行為につき、重大な過失があったとされた。

Yは、当該ホームページは、掲載期間やアクセス数、本件記事部分が占める割合等に照らして、本件記事が伝播した範囲は狭く、影響力が少ないため、Xらには損害が発生していない旨の主張をしたが、インターネット上に載せられた情報は、他のウエ

ブサイトに容易に転載されうるものであり、転載の経緯ないし転載した者の意図がいかなるものであるとしても、名誉を毀損する情報が不特定多数の者に閲覧可能な状態が継続することになるとし、これらのインターネット上の記事による名誉毀損が有する特徴は、損害の判断にあたり当然に参酌されるべきものとし、Xらには損害が発生していると判断した。

⑩ 裁判の公開と表現の自由に関して

裁判の公開は、レペタ事件最高裁判決「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることにある」（最大平成元年3月8日＝百選第5版160頁）より、適正な裁判を担保する手段と理解され、その趣旨のもとでは、非公開を除いては、その過程の情報公開を制約するものではない、つまり、情報公開しても、特に違反する行為ではないと被告は認識する（但し、名誉棄損や著作権への配慮のもとでという意味で）。

2. 結論

被告は、次の事由 ① をもって、原告準備書面（3）、（4）の原告の主張 ② が意味をなさないことを立証した。

したがって、諸々の権利侵害、それに基づく損害賠償請求および本件ブログ（被告のホームページのこと）の削除請求権 ③ は却下されるべきと、被告は強く主張する。

① 被告が主張する、「原告の訴訟は却下されるべき」とする事由

- ① a インターネットに被告が情報公開したホームページ（原告のいうブログ）の表現および7名の写真も、インターネットというメディアでは“ありふれた表現の範囲”にあり、一般の閲覧者が閲覧に際して“故意に共同で不法行為に参画した人物”という事実を超えて、特別な感情をもつ、そのような対象ではない。
- ① b 加えて、7名の写真については、本人の写真を閲覧しようと思えば、Yahooなどの検索エンジンで容易に閲覧可能な環境下にあること。
- ① c かつ、本人自らがネットに情報公開している写真であり、本人のマスメディア接触行動（1：Nコミュニケーション）においては、講義・講演・学会発表・研究者プロフィール・ゼミ紹介・学部紹介等々、積極的に自己紹介している観

点にたてば、被告の表現したものをもって、難癖をつける根拠とはならない。

- ㉔ さらに、被告は被告準備書面（５）および（６）で、共同による不法行為が真実であることを立証し、公共性、公益性の観点にたった被告のホームページであることを立証し、かつ、主張していること。
- ㉕ 7名の内、井形および池島の2名は、前裁判の大阪高裁で「故意による共同不法行為」が確定していること。

② 原告準備書面（３）、（４）において、原告が主張する表現の自由に係る部分

<原告第３準備書面（平成28年2月25日）>

- ㉖ 自らの主張に必要不可欠とはいえない、執行部教員の顔写真を掲載するなど「組織的パワハラ、アカハラ」を主張するには合理的範囲を超えた表現がある。
- ㉗ 1ページだけでなく、全ページに掲載することは、明らかに目的に対する合理性を欠いている。
- ㉘ かかる表現ぶりからしても、真摯性を欠く表現であり、不満、私憤を晴らす目的だと読み取れ、公益目的は否定される。

<原告第４準備書面（平成28年7月11日）>

- ㉙ 被告は顔写真の掲載は適法だと主張する。同意なく転載すれば、肖像権侵害となったり、切り取り方によっては同一性保持権侵害となったりする。
- ㉚ 自動公衆送信権侵害については、引用の要件を満たすか否かも問題となる。
- ㉛ 人格権侵害差止請求との関係では総合衡量的受忍限度判断（最判平成7年7月7日）により違法性阻却事由があることまで主張しなければ、「何ら問題はない」との結論には至らない。

③ 原告訴状（平成27年9月29日）において、原告が請求する権利など

- ㉜ 被告の本件ブログ公開は、原告の名誉権、原告の業務遂行権を侵害する不法行為
- ㉝ 労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為
- ㉞ 不法行為の故意もある本件ブログ公開は、被告の加害意思
- ㉟ 本件ブログによる名誉権侵害、業務遂行権侵害、信義則上の守秘義務違反による損害
- ㊱ 人格権侵害、業務遂行権侵害に基づく差止請求権としての本件ブログ削除請求権

以上